

秋田県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程

秋田県中学校体育連盟

1 趣旨

この規程は秋田県中学校体育連盟（以下、県中体連という）主催大会における拠点校部活動（以下、拠点校という）の参加について規定するものである。

拠点校とは、生徒の在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を市町村内の拠点となる一つの学校が受け入れるというものである。学校設置者が事業主体であり、当該中学校長が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝つことだけを目的とした活動ではない。

尚、拠点校部活動（以下、拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 事業主体と実施主体

事業主体：市町村教育委員会（以下事業主体という）

実施主体：公立中学校・義務教育学校

3 実施対象校

実施対象校は事業主体の判断に委ねる。

4 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは事業主体の判断に委ねる。

5 条件

(1) 拠点校として、学校設置者が事業主体であり、当該中学校長が承認したものである。

(2) 拠点校に参加する各校は、県中体連に加盟している。

(3) 拠点校に係る指導の依頼及び承諾等の文書による取り交わしが学校間で行われており、拠点校としての大会参加が県中体連に承認されている。

(4) 拠点校の管理下で計画的・継続的に練習が行われている（日常的に活動している事実があること）。

(5) 拠点校の引率・監督は、拠点校の教員・部活動指導員※とする。

※ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者とする。

(6) 大会参加を認めるのは複数校合同チームを認めている以下の競技のみとする。

軟式野球／ソフトボール／バレーボール／バスケットボール／サッカー／
ハンドボール／ラグビーフットボール／

6 その他

- (1) 参加承認について、生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は拠点校の部活動規程・生活指導に同意すること。
- (2) 参加申込手続は代表校（拠点校）が行う。
- (3) 在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。
- (4) 各地区中学校体育連盟会長は拠点校が秋田県中学校体育連盟主催大会に参加する場合、秋田県中学校体育連盟会長へ報告する。【様式1】
- (5) 拠点校参加規程に問題が生じた場合は、秋田県中学校体育連盟事務局で協議する。なお、規程の見直しについては、県中体連理事会で協議し、代議員会の承認を得る。
- (6) 本規程以外に他の必要事項がある場合、本連盟の専門部会で検討し、理事会の承認を得て各専門部大会要項に掲載する。
- (7) 大会に参加する際のチーム等の名称は拠点校名とする。また、参加申込書等の記載には、拠点校名の最後に（拠）と記載し、拠点校であることが分かる形とする。
- (8) 年度当初の地区中体連主催大会から拠点校として参加する。
- (9) 拠点校部活動は1校として扱う。
- (10) ユニフォームは原則として同一のユニフォームとする。ただし、県大会までは保護者負担軽減を考慮し、柔軟に対応する。

附則 この規程は令和8年4月1日から試行実施※することとし、令和9年度4月1日より施行する。

※ここでいう「試行実施」における対象は、各市町村教育委員会により、当該域内において拠点校を定めて編成されるもののみを指す。

策定 令和7年11月17日

改定 令和8年 3月10日

試行 令和8年 4月 1日

施行 令和9年 4月 1日